

# 令和2年度（2020年度）前期分・春学期分 授業料免除・徴収猶予申請 について

令和2年度（2020年度）前期分・春学期分授業料免除、徴収猶予の申請について、下記の期間受付します。

**申請期限後は一切受付できません。**勤務等のため、申請期間内に申請が困難な場合は事前に学生サービス課奨学支援係へ相談してください。

対象者	申請期間	受付場所
在學生	3月2日（月）～3月6日（金） 13：00～17：00 <b>&lt;事前予約要&gt;</b>	大学会館 3階 会議室
新入生 （大学院進学者含む）	3月15日（日）又は3月27日（金） 10：00～ <b>16：00</b> （12：00～13：00除く） <b>&lt;事前予約不要&gt;</b>	

福知山キャンパス開講科目を履修中の学生は、福知山キャンパスでの提出も可能です。上記受付期間内に福知山キャンパス事務室へ提出してください。（予約不要）

## 【注意事項】

※令和2年度（2020年度）より、**制度が大きく変わります。**

1月29日に開催した「制度説明会」に出席できなかった人は、次ページの当日の配付資料の内容を**必ずご確認ください。**

※申請要項、申請書類は**2月中旬**に大学HPに掲載予定です。

【令和2年1月31日 学生サービス課奨学支援係】

学生・学資負担者 各位

京都工芸繊維大学  
学生サービス課

## 令和2年度以降の授業料減免（減額・免除）制度について

## 1. 令和2年度以降の授業料減免制度の概要

令和2年度より、学部生（外国籍の人を除く）を対象とした、国による新しい授業料減免と給付奨学金の制度「高等教育の修学支援新制度」が開始されます。ついては、令和2年度以降は、国による「高等教育の修学支援新制度」と、以前より本学で実施していました、経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる人を対象とした「大学の授業料減免制度」の2つの制度により授業料減免を実施することとなります。

・ **国による高等教育の修学支援新制度**（以降【**国：修学支援新制度**】）〔令和2年度からの新制度〕

…授業料減免と日本学生支援機構による給付型奨学金がセットになった制度です。学業基準、家計基準等の要件があり、要件を満たす人全員について、授業料が減免され、給付奨学金が支給されます。本制度は、大学院生、外国籍学生（永住者等を除く）は対象外です。

※【**国：修学支援新制度**】の要件を満たすかどうかは、下記よりご確認ください。

- ・新制度の申込資格・選考基準… <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>
- ・支援区分の確認（進学資金シミュレーター）… <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

・ **大学の授業料減免制度**（以降【**大学：授業料減免制度**】）〔現行制度〕

…本学の定める学業基準、家計基準等の要件を満たす人のうち、経済困窮度の高い人から優先し、予算の範囲内で授業料を減免します。要件を満たす人全員が授業料減免を受けられる訳ではありません。

本制度は、大学院生、外国籍学生、平成31年度以前に入学した学部生（令和2年度に3年次編入学する学生を含む）に適用されます。令和2年4月に本学1年次に入学する学部生は対象外です。

<各授業料減免制度の対象>

区分		【 <b>国：修学支援新制度</b> 】 <sup>(注1)</sup> (授業料減免+給付奨学金)	【 <b>大学：授業料減免制度</b> 】 (授業料減免)
国籍	学部生・大学院生		
日本 (外国籍のうち永住者等の在留資格を持つ人も含む)	学部生 ( <u>令和2年度以降</u> 入学者)	○	×
	学部生 <sup>(注2)</sup> ( <u>平成31年度以前</u> 入学者・ 令和2年度入学3年次編入学者)	○	○
	大学院生	×	○
日本以外	学部生・大学院生	×	○

(注1) 【**国：修学支援新制度**】は、学業基準、家計基準の他、在留資格、高校卒業から大学入学までの期間等の要件があります。

(注2) 平成31年度以前入学の学部生は【**国：修学支援新制度**】と【**大学：授業料減免制度**】の両方の制度に併願可能です。詳細は3ページの「3. 【**国：修学支援新制度**】と【**大学：授業料減免制度**】の併願について」を参照してください。

## 2. 【大学：授業料減免制度】の主な変更点について

【国：修学支援新制度】の対象となる学生との公平性を鑑み、令和2年度より【大学：授業料減免制度】における減免金額や判定基準（学業・家計）を、【国：修学支援新制度】における取扱いに準じ、一部見直します。主な変更点は以下のとおりです。

### (1) 減免金額

現行	令和2年度以降
全額、半額	全額、3分の2、3分の1

### (2) 学業基準

日本国籍（外国籍のうち永住者等の在留資格を持つ人も含む）の学部生について、下記のとおり変更します。外国籍学生、大学院生については現行の学業基準から変更はありません。

現行	令和2年度以降
所定の単位数を修得し、GPA1.95以上（経済的困窮度が著しく高く、事情があると認められる場合は、1.8以上）であること 修業年限超過者は対象外	<b>【国：修学支援新制度】</b> の学業基準と同じ基準 修得単位数、GPA順位、授業の出席率等による判定となります。  <b>【国：修学支援新制度】</b> の学業基準は下記URLを参照： <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html#gakuryoku">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html#gakuryoku</a>

### (3) 家計基準

下記のア、イ) いずれの要件も満たすこと。

#### ア) 世帯の所得に関する要件

現行	令和2年度以降
<所得判定の対象者> 本人・就学者を除く同一生計の者全員	<所得判定の対象者> 本人及び生計維持者（原則として父母又は配偶者）
<判定方法> 源泉徴収票、確定申告書等により算定される年間所得額より各種控除（ひとり親世帯控除、兄弟姉妹の就学者控除、自宅外通学控除、障害者控除、長期療養費控除等）を差し引いた金額により判定  ※転職、退職等により家計が急変したと認められる場合は、給与明細等により申請時における年間所得額を推算して判定	<判定方法> 市区町村民税課税証明書により確認される「市区町村民税所得割」により、3ページの「授業料減免上限額表」に基づき判定  ※解雇等により、家計が急変したと認められる場合（定年退職や自己都合の転職・退職は含まれない。）は、申請時における収入に基づき、大学で市区町村民税所得割額に準ずる金額を算出して判定  ※私費外国人留学生等、日本国内で住民税が課税されていない人は、収入状況に基づき、大学で市区町村民税所得割額に準ずる金額を算出して判定

＜授業料減免上限額表＞

区分	申請者及び生計維持者の市区町村民税所得割 <sup>(注1)</sup> を合算した額	世帯年収目安 <sup>(注2)</sup>	授業料減免上限額 <sup>(注3)</sup>		
			学部	博士前期課程	博士後期課程
I	0円又は非課税	295万円未満	全額免除	全額免除	全額免除
II	100円以上 25,600円未満	295万円以上 395万円未満	2/3免除		
III	25,600円以上 51,300円未満	395万円以上 461万円未満		2/3免除	1/3免除
IV	51,300円以上 154,500円未満	461万円以上 740万円未満	1/3免除		
V	154,500円以上 229,350円未満	740万円以上 880万円未満	対象外	対象外	
VI	229,350円以上 304,200円未満	880万円以上 1020万円未満			

(注1) 政令指定都市における市町村民税所得割については、政令指定都市以外の標準課税率(6%)に基づいた市町村民税所得割で判定します。(例:京都市の場合課税率は8%のため、市民税所得割が60,000円の場合、政令都市以外の標準課税率に基づき判定した場合、60,000円×(6%/8%)=45,000円となります。)

(注2) 父(給与所得者)、母(無職)、本人(19歳)、弟(高校生)の4人世帯を想定

(注3) 予算の範囲内で経済困窮度の高い人から優先して減免実施します。予算を上回る申請があった場合、**学業基準・家計基準等の要件を満たしていても、授業料減免上限額の金額を下回る減免額となる場合や、授業料減免されない場合があります。**

#### イ) 世帯の資産に関する要件

現行	令和2年度以降
基準なし	本人及び生計維持者の資産(現金、預貯金、株式等。不動産は含みません。)の合計が、2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)

### 3. 【国：修学支援新制度】と【大学：授業料減免制度】の併願について

平成31年度以前入学の学部生のうち、【国：修学支援新制度】と【大学：授業料減免制度】の両方の制度の要件を満たす場合、併願可能です。

※ 【国：修学支援新制度】の要件を満たすかどうかは、下記よりご確認ください。

- ・新制度の申込資格・選考基準… <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>
- ・支援区分の確認(進学資金シミュレーター)… <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

両方の制度に併願した場合、【国：修学支援新制度】による減免額と【大学：授業料減免制度】による減免額のうち、多い方の減免額が適用され、申請者にとって有利な判定となります。

「進学資金シミュレーター」により【国：修学支援新制度】の減免結果が全額免除となった場合でも、シミュレーターはあくまで目安のため、【大学：授業料減免制度】にも併願されることをお勧めします。

(例) 両制度に併願し、それぞれ下記の判定結果となった場合

【国：修学支援新制度】における判定結果…授業料3分の1免除+給付奨学金

【大学：授業料減免制度】における判定結果…授業料3分の2免除

→ 支援内容…「**授業料3分の2免除+給付奨学金**」

なお、【国：修学支援新制度】の対象者は、授業料減免に加えて給付奨学金が支給されますので、【国：修学支援新制度】の要件を満たす可能性がある場合は**必ず【国：修学支援新制度】にも申請してください。**

【大学：授業料減免制度】のみの申請の場合、給付奨学金は支給されません。

## 4. 申請手続

各制度ともに、**学期ごとに申請が必要**です。令和2年度前学期(春学期)分申請期間等は下記のとおりです。

### 【国：修学支援新制度】

「①授業料減免」と「②給付奨学金」の両方の申請が必要です。

(11月又は12月に給付奨学金の予約申請を行った人は、②給付奨学金の申請手続は不要です。)

	①授業料減免	②給付奨学金
申請要項・申請書類	2月中旬頃、大学HP及び学生情報ポータルにて公表予定 (学生サービス課奨学支援係でも配付予定)	未定
申請期間	2020年3月2日(月)～3月6日(金) (令和2年度新入生は3月15日(日)又は3月27日(金))	4月(予定)
申請場所	大学会館3階会議室	未定

### 【大学：授業料減免制度】

申請要項・申請書類	2月中旬頃、大学HP及び学生情報ポータルにて公表予定 (学生サービス課奨学支援係でも配付予定)
申請期間	2020年3月2日(月)～3月6日(金) (令和2年度新入生は3月15日(日)又は3月27日(金))
申請場所	大学会館3階会議室

## 5. その他

- 各授業料減免制度の詳細は、2月中旬頃公表予定の申請要項・申請書類をご確認ください。
- 現時点で【国：修学支援新制度】の関連法令等が一部未制定です。関連法令等が決まり次第、一部制度を見直す場合がありますので、今後の情報に注意してください。

<本件問合せ先>

学生サービス課奨学支援係

窓口 8:30～17:00(土日祝日を除く)

TEL 075-724-7143

Email shogaku@jim.kit.ac.jp

## Applications for 2020 Spring Semester Tuition Exemption and Payment Postponement

Applications for 2020 spring semester tuition exemption and payment postponement will be accepted during the period below.

Applications are **not** accepted outside the application period. Please ask at Student Affairs **in advance** if you cannot apply during these periods due to your work schedule, etc.

◆ Period:

Monday, March 2, 2020 – Friday, March 6, 2020  
1:00-5:00 pm (**Appointment required**)

◆ Place to apply:

Conference Room on the 3rd floor of Student Center

◆ Eligible persons: Currently-enrolled Students

✂ The application forms will be posted on KIT website **in the middle of February**.

【January 31, 2020 Student Affairs Office】